

大熊町 帰還困難区域における中長期復興構想（案）

● 全体目標

- ・大熊町の帰還困難区域は、国が定めた「福島復興再生基本方針」も踏まえ、たとえ長い年月を要するとしても、その全域を避難指示解除することを目標として取り組みます。
- ・まずは、帰還困難区域の内、中間貯蔵施設用地と森林・水面を除く全てを取り戻していきます。

● 特定復興再生拠点区域

- ・第一段階として、改正・福島復興再生特別措置法の「特定復興再生拠点」制度を活用して、**上下水道等のインフラの復旧と除染を一体的に進め、概ね5年後までに避難指示を解除する**ことを目指します。
- ・大熊町第二次復興計画で位置付けた大川原地区、下野上地区の2つの復興拠点を結び付けていきます。また、常磐自動車道の（仮称）大熊IC、JR常磐線及び大野駅、国道6号等を結び、町外とのアクセスを確保します。これにより生活環境を再構築し、大熊町民の帰還を促進するとともに、町外から町へ定住者を呼び込み、大熊町の復興・再生を図ります。
- ・「特定復興再生拠点区域」はまずは、以下の地域から整備してまいります。
 - ①大熊町第二次復興計画（平成27年3月）に示した「大熊町復興拠点（下野上地区）」（JR常磐線大野駅周辺を含む）
 - ②大熊町外とのアクセス上の利便性が高い、常磐自動車道及び（仮称）大熊IC、JR常磐線及び大野駅周辺、国道6号、国道288号、県道35号線（一部）、県道251号線及び町道東19号線、町道西20号線の沿道

● 特定復興再生拠点区域以外の地区の取組み

【基本的な考え方】

政府の「長い年月を要するとしても、帰還困難区域の全てを避難指示解除するとの決意」を基に、**将来的には震災以前の土地利用（宅地、農地等）に戻す**ことを前提としながら、地権者の意向を踏まえ、町土荒廃抑制対策等に尽力していく。

【取組の内容】

- ・大型モータープール、リサイクル産業、バイオマス発電施設等の立地の具体化を検討し、並行して「**特定復興再生拠点区域**」の**拡大**を目指します。
- ・東京電力の送電線網と近接する放射線量の比較的低い地区では、太陽光発電施設の誘致を検討いたします。
- ・農地等の町土荒廃抑制対策に取り組みます。
- ・町道の修繕や除草を行い、隣接する「特定復興再生拠点区域」からの一時立入の利便性を向上します。
- ・仮置場は、除染等を行った上で返還されることとなりますので、除染土壌等の仮置場の設置について、ご協力をお願いする可能性があります。

【国の支援】

- ・以上の取組については、改正福島特措法に基づき、国の支援措置を求めていきます。

大熊町・中長期構想図

【凡例】

帰還困難区域		特定復興再生拠点区域
		特定復興再生拠点区域以外
		復興公園予定地
		山林
		福島第一原子力発電所
避難指示解除準備区域 居住制限区域		中間貯蔵施設用地
		大川原1・2行政区
		復興拠点（大川原）
		復興拠点（大川原）
		中屋敷行政区

